

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)
②名称	Intellectual Property Office of Viet Nam (IP Viet Nam)
③所在地	384-386, Nguyen Trai Street, Thanh Xuan District, Ha Noi City
④連絡先	(電話) (844) 3558 8217 (FAX) (84 4) 3858 4002 /8449 (E-mail) congngghethongtin@noip.gov.vn vietnamipo@noip.gov.vn (internet) www.noip.gov.vn/
⑤組織の長	Director General: Mr. Dinh Huu Phi
⑥沿革	<p>(1) ベトナムにおける最初の特許法は、政令第31-CP号による「技術改良、生産合理化及び発明のための革新に関する規則」であり、この規則は1981年1月31日に施行された。本政令にしたがって付与される権原には、特許証書と特許の2つの形式がある。政令の公布は一つの重要な道しるべであり、ベトナムにおける産業財産法の道を作り、国家発明室創設の基盤となった。</p> <p>(2) 最初の商標法は、政令第197/HDBT号による「商標に関する規則」であり、この規則は1982年12月14日施行に施行された。</p> <p>(3) 最初の意匠法は、政令第85/HDBT号による「工業デザインに関する規則」であり、この規則は1988年5月13日に施行された。</p> <p>(4) 最初の実用新案法は、政令第200/HDBT号による「実用新案法に関する規則」であり、この規則は1988年5月13日に施行された。</p> <p>(5) 1988年末までに、産業財産に関する4つの最重要問題は、政府発行の分離した政令を基礎にベトナムにおいて保護されることになった。これら政令に従う産業財産権野保護は、主として管理的性質のものであった。</p> <p>(6) 産業財産権法制の法的立場を増進し、産業財産活動を行うことは「ドイモイ」改革政策という新しい経済メカニズムに合致するものであり、産業財産権保護に関する法令が1989年1月28日に国家評議会によって承認された。初めて産業財産権という概念が法律文書にてベトナムにおいて用いられた。4つの個別の政令に従って保護された4種類(発明、実用新案、工業デザイン及び商標)の産業財産権とは別に、法令は原産地名称の保護も規定し、ベトナムにおける特定地域、地方又は場所を原産地とするその土地固有の産物の創造を促進した。</p> <p>(7) 産業財産権の保護に関する法令により、産業財産権の保護対策及び救済は過去におけると同様の管理レベルに限定されたものより広がった。裁判体制も、産業財産権に関する法手続きをとる法的根拠が得られた。法令に基づき、発明者に証明書を交付する発明保護の形も廃止され、発明保護の唯一の形式として残ったのは、排他的特許権の許諾であった。</p> <p>(8) 産業財産権の保護に関する法令発布後の権利、革新と発明に関する規則、商標に関する規則、工業デザインに関する規則、実用新案に関する規則におけるいくつかの規定の修正及び補遺に関する政令第84-HDBT号が1990年3月20日に公布され、これら規則は法令に合致させることができた。</p> <p><現行知的財産法制度について></p> <p>(i) ベトナム民法は1995年10月28日に第9国会で採択され、1996年7月1日から発効したが、これは産業財産権に関する26条(第6部第2章)を含み、ベトナムにおける産業財産権の創設及び保護に関する基本原則を定めている。各産業財産権の保護に関する法律は未だ欠落しているが、主題は世界の他の国と同じく規定され、民法は産業財産に関する総合的な活動を実施するための最高の法的位置付けとなってベトナムの産業財産保護の歴史の中で一時代を画するものである。</p> <p>(ii) 1996年10月付政令第63/CP号は、産業財産に関する規則の詳細を規定するものであるが、2001年2月1日付政令第6/2001/ND-CP号によって改正された。この政令には、民法規定を実施するために必要な殆ど全ての内容が包含されており、さらに管理対策を通じて産業財産権の創設及び保護のための手続きに関するその他多くの必要な規定をも加え、完璧な法的枠組を設置し、増加する産業財産活動の効率的な実施に寄与した。</p> <p>(iii) 1996年12月31日付のサーキュラー3055/TT-SHCNIは、政令第63/CPIにおける規定の実施のための指針となった。</p> <p>(iv) 2003年11月5日付サーキュラー29/TT-BKHCNIは、工業デザインに関する産業財産権を定める規定の実施に関わる指針を定めたもので、工業デザインに関するサーキュラー3055/TT-SHCNIに取って代った。</p>

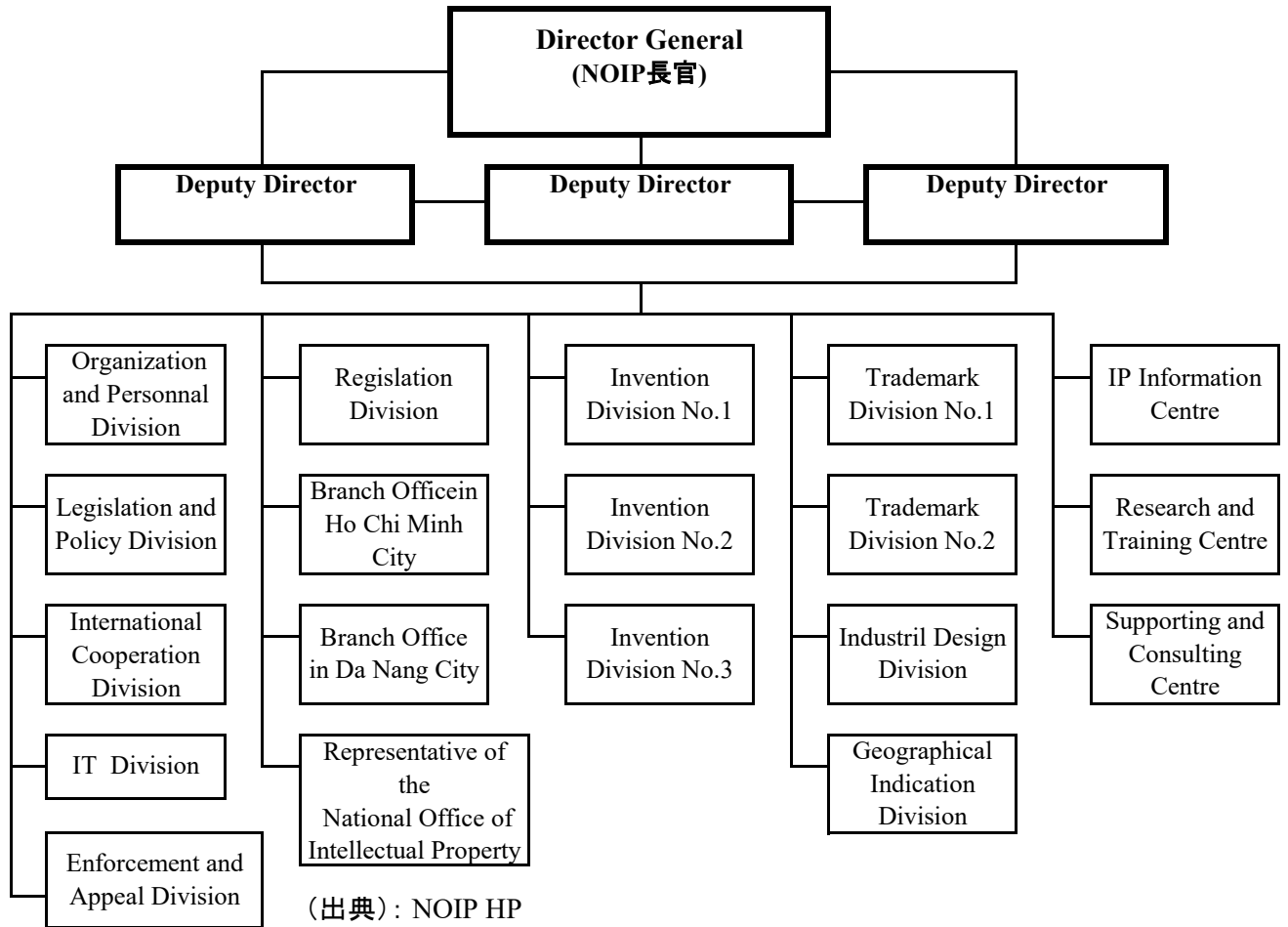
①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)					
	(v) 2003年11月5日付けサーキュラー第30/ TT-BKHCHNは、特許に関する産業財産権を定める規定を実施するための指針を定めたもので、特許に関するサーキュラー第3055/TT-SHCNIに取って代った。 (vi) 2005年11月19日に知財関係の法律を1つにまとめた新しい知財法が制定された。この新しい知財法は、2006年7月1日に施行された。 (vii) 2005年知財法は、2009年法律36/2009/QH12号により一部改正が行われ、2005年11月19日から施行されている。					
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標及びその他(原産地名称、集積回路の回路配置、営業秘密					
⑩加盟条約	地理的表示、不公正競争、商号)					
	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)	
	1976/7/2	2004/10/26	2006/1/12			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ	
		1949/3/8		2005/7/6	2007/3/1	
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)	
	ブタペスト	ヘーグ				
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン	
	2021/6/1			2019/12/30		
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース	
	1949/3/8	2006/7/11	1993/3/10			
	ストラズブール	ウィーン	WTO			
			2007/1/11			
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	5,382	6,071	7,520	7,695
		(内 外国出願)	4,790	5,425	6,800	6,674
		(内 日本から)	1,373	1,512	1,719	1,700
		(内 PCTルート)	4,104	4,567	5,861	5,748
	実用新案	全数	434	557	637	575
		(内 外国出願)	161	187	242	175
	意匠	全数	2,741	2,873	3,492	3,499
		(内 外国出願)	1,158	1,179	1,651	1,499
		(内 日本から)	435	309	359	273
	商標	全数	50,736	54,438	62,121	63,654
		(内 外国出願)	15,216	16,962	18,469	16,364
		(内 日本から)	1,976	1,925	1,976	1,553
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	1,745	2,219	2,620	4,319
		(内 外国出願)	1,634	2,014	2,451	4,180
		(内 日本から)	630	769	967	1,645
		(内 PCTルート)	1,369	1,708	2,143	3,713
	実用新案	全数	146	355	312	278
		(内 外国出願)	28	65	82	77
	意匠	全数	2,267	2,360	2,172	2,293
		(内 外国出願)	928	1,083	938	1,183
		(内 日本から)	314	446	329	286
	商標	全数	27,227	27,264	38,985	43,011
		(内 外国出願)	12,053	12,773	16,715	17,349
		(内 日本から)	1,309	1,477	1,988	2,150
	(出典): WIPO IP Statistics					

①国名

Socialist Republic of Viet Nam (VN)
(ベトナム社会主義共和国)

⑫ 組 織

<組織図> NOIPは、科学技術環境省(Ministry of Science, Technology and Environment) の下部組織である。



①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2010年1月1日施行(2005年法を一部改正する2009年法律36/2009/QH12号)
	③地理的効力の範囲	ベトナム国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ベトナムに非居住の出願人は、ベトナムにおける合法的代理人を選任しなければならない。(知財法第89条)
	⑦出願言語	ベトナム語。出願に含まれるすべての文書は、ベトナム語またはベトナム語に翻訳されたものを提出しなければならない。英語での明細書を伴う出願に関しては、出願人は、ベトナム語の翻訳を、出願日から起算して3月以内に提出しなければならない。PCT出願に関しては、出願人は、最新のより早い優先権主張日から31月目の末日までに明細書のベトナム語翻訳を提出しなければならない。(発明と実用新案に関する工業所有権細則第5条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から起算して、20年。(知財法第93条(2))
	⑨新規性判断の基準	内外国公、内外国刊行物(知財法第60条(1))
	⑩グレースピリオド	有。公認の展示会における公表等により公知となった日から6月。(知財法第60条(2)、(3))
	⑪非特許対象	(1) 科学的発想(ideas)、原則および発見 (2) 経済運営、組織に関する方法および体制 (3) 教育、教授、訓練に関する方法および体制 (4) 動物の訓練法 (5) 語学上の体系、情報システム、分類システム、文書編集システム (6) 地域の計画や都市計画のための建設施設、プロジェクトに関する設計及び企画 (7) 美学的性格は備えているが、技術的性格を備えない商品の形状のみに関する解決 (8) コンピュータソフトウェア、電気回路、算術的モデル、レファレンスダイアグラムなど (9) 植物品種、動物飼育 (10) 病気予防、診断および治療 (11) 植物又は動物の生産に関する生物学的性質(微生物学上の過程を除く)の過程 (知財法第59条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。(知財法第114条(b))
	⑬審査請求制度の有無	有。何人も実体審査の請求を行うことができる。審査請求期間は、出願日又は優先日から起算して42月以内。(知財法第113条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。早期審査は、手数料を支払うことを条件にNOIPに対して請求することができる。この早期審査の請求時点におけるNOIPの特定の事務処理能力とおかれた状況次第で、このような請求は受諾されることもあるが、拒否されることもあり得る。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願内容は、出願日又は優先日から19月後に公報により公開される。(知財法第110条(2))
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、出願公開日から権利付与の決定までの期間内に「意見書」を提出することができる。(知財法第112条、ガイドライン6)
	⑰無効審判制度の有無	有。出願内容は、出願日又は優先日から19月後に公報により公開される。(知財法第96条)
	⑱実施義務	有。出願日から4年の期間満了時及び発明特許証の交付の日から3年の期間満了時に、発明を実施する義務を果たさなかった場合には、強制実施権付与の対象となる。(知財法第145条(1)(b))

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)	
実用新案特許制度	②最新実用新案法の施行年月日	2010年1月1日施行(2005年知財法50/QH11号を一部改正する2009年改正法)
	③地理的効力の範囲	ベトナム国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創造者及び、承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ベトナムに非居住の出願人は、ベトナムにおける合法的代理人を選任しなければならない。 (知財法第89条)
	⑦出願言語	ベトナム語。出願に含まれるすべての文書は、ベトナム語またはベトナム語に翻訳されたものを提出しなければならない。英語での明細書を伴う出願に関しては、出願人は、ベトナム語の翻訳を、出願日から起算して3月以内に提出しなければならない。PCT出願に関しては、出願人は、最新のより早い優先権主張日から31月目の末日までに明細書のベトナム語翻訳を提出しなければならない。 (発明と実用新案に関する工業所有権細則第5条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年とし、延長はできない。 (知財法第93条(3))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第60条(1))
	⑩グレースピリオド	有。公認の展示会における公表等により公知となった日から6月。 (知財法第60条(2)、(3))
	⑪不登録対象	(1) 科学的発想(ideas)、原則および発見 (2) 経済運営、組織に関する方法および体制 (3) 教育、教授、訓練に関する方法および体制 (4) 動物の訓練法 (5) 語学上の体系、情報システム、分類システム、文書編集システム (6) 地域の計画や都市計画のための建設施設、プロジェクトに関する設計および企画 (7) 美学的性格は備えているが、技術的性格を備えない商品の形状のみに関する解決 (8) コンピュータソフトウェア、電気回路、算術的モデル、レファレンスダイアグラムなど (9) 植物品種、動物飼育 (10) 病気予防、診断および治療 (11) 植物又は動物の生産に関する生物学的性質(微生物学上の過程を除く)の過程 (知財法第59条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (知財法第114条(1)(a))
	⑬審査請求制度の有無	有。何人も実体審査の請求を行うことができる。審査請求期間は、出願日又は優先日から起算して36月以内。 (知財法第113条(2))
	⑭優先審査審査・早期審査制度の有無	有。早期審査の請求はNOIPに対して行うことができるが、早期審査のために定められた手数料を支払うことを条件とする。審査請求時点におけるNOIPの特定の事務処理能力と置かれた状況次第で、このような請求は受諾されることもあるが、拒否されることもあり得る。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願内容は、出願日又は優先日から19月後に公報により公開される。 (知財法第110条(2))
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、出願公開日から権利付与の決定までの期間内に「意見書」を提出することができる。 (知財法第112条、ガイドライン6)
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、実用新案の無効を、当該特許の有効期間中、請求することができる。 (知財法第96条)
	⑱実施義務	有。十分実施されない場合には、強制実施権付与の対象となる。

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)			
⑱費用 単位 VND (ベトナム・ドン)	[出願から登録までに掛かる費用]			
	出願料			
	紙出願 (紙形式の手続)	180	VND	
	紙出願 (電子データを伴う手続)	150	VND	
	オンライン出願	100	VND	
	5頁超の各頁に対する付加料	12	VND	
	優先権主張料	600	VND	(各主張につき)
	審査請求料	420	VND	(各クレームにつき)
	登録料	120	VND	
				100 VND(1超の各クレームにつき)
	公告料	120	VND	
				100 VND(1超の各図面につき)
	早期審査請求料	420	VND	
	[実用新案権の維持に掛かる費用]			
	年金			
	1年-2年次(毎年)	300	VND	7年- 8年次(毎年) 1,200 VND
3年-4年次(毎年)	480	VND	9年-10年次(毎年) 1,800 VND	
5年-6年次(毎年)	780	VND		
⑳料金減免措置の有無	無。			
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。			

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2010年1月1日施行(2005年知財法50/QH11号を一部改正する2009年改正法)
	③地理的効力の範囲	ベトナム国内のみ。 (知財法第93条(1))
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (知財法第86条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ベトナムに非居住の出願人は、ベトナムにおける合法的代理人を選任しなければならない。 (知財法第89条)
	⑦出願言語	ベトナム語。出願に含まれるすべての文書は、ベトナム語またはベトナム語に翻訳されて提出されるものとする。英語での明細書を伴う出願に関しては、出願人は、ベトナム語の翻訳を、出願日から3月以内に提出しなければならない。 (意匠に関する工業所有権細則第5条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から起算して5年間。5年ごとに2回の更新ができる。(最長15年) (知財法第93条(4))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第65条(1))
	⑩「グレースピリオド」	有。次の事項が規定されている。期間は、何れも意匠の開示日から6月。 (1) 意匠の登録を受ける権利を有する者によるベトナム国内博覧会又は公式又は公認の国際博覧会における展示による意匠の開示。 (2) 意匠の登録を受ける権利を有する者の許可を得ていない者による意匠の開示。 (3) 意匠の登録を受けようとする者による学術的発表の形態で発表された意匠の開示。 (知財法第65条(3)、(4))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。(知財法第64条) (1) 製品の技術的特徴に帰する又は技術的特性のみを有する外観意匠 (2) 製品が意図する態様で使用される場合に視認できない場合の意匠 (3) 土木工事又は産業建設工事の外観意匠 (4) 公序良俗に反する意匠 (5) 意匠を具体化した外観を有する工業製品の量産パターンとして使用できない意匠
	⑫実体審査の有無	有。 (知財法第114条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。早期審査の請求はNOIPに対して行うことができるが、早期審査のために定められた手数料を支払うことを条件とする。審査請求時点におけるNOIPの特定の事務処理能力と置かれた状況次第で、このような請求は受諾されることもあるが、拒否されることもあり得る。
	⑮部分意匠制度の有無	有。製品の一部分が全体から分離可能である場合には、この分離可能な部分については、部分意匠として保護される。 (知財法第101条(3)(b))
	⑯関連意匠制度の有無	有。1又は複数の他の変形、即ち単一の共通独創性を表現している、当該工業意匠と著しく異なる変形を伴う工業意匠は保護される。(知財法第101条(3)(b))
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。単一の共通独創概念を表現する数個の製品を含み、共に又は単一目的で使用される組物についての工業意匠は1つの出願で保護を求めることができる。 (知財法第101条(3)(a))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類/第8版)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	有。補償金請求権を伴う出願公開制度ではないが、出願は登録後2月以内に公告(公開)される。 (知財法第110条(3))
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	有。何人も、出願公開日から権利付与の決定までの期間内に「意見書」を提出することができる。 (知財法第112条、ガイドライン6)
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も、意匠の無効を、当該特許の有効期間中、請求することができる。 (知財法第96条)

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)		
	②③登録表示義務	無。	
	②④費用 単位 VND (ベトナム・ドン)	[出願から登録までに掛かる費用]	出願料
		紙出願 (紙形式の手続)	180 VND
		紙出願 (電子データを伴う手続)	150 VND
		オンライン出願	100 VND
		優先権主張料	600 VND(各主張につき)
		審査請求料	420 VND(各意匠につき)
		登録料	120 VND
			100 VND(1超の各意匠につき)
		公告料	120 VND
			60 VND(1超の各意匠につき)
	早期審査請求料	300 VND	
	②⑤料金減免措置の有無	無。	

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2010年1月1日施行(2005年法を一部改正する2009年法律36/2009/QH12号)
	③地理的効力の範囲	ベトナム国内のみ
	④他国制度との関連	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標、地理的表示
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標
	⑦出願人資格	事業活動をしている自然人及び、事業活動をしている承継人(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義
	⑨本国登録要件	
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ベトナムに非居住の出願人は、ベトナムにおける合法的代理人を選任しなければならない。 (知財法第89条)
	⑪出願言語	ベトナム語。 (知財法第100条(2))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から起算して10年。10年ごとに更新ができる。 (知財法第93条(6))
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	<p>(1) 識別できる特徴を有しない記号。例えば、単純な形や幾何学的な形状(shapes)、数の桁(numerical figures)、アルファベットの文字、単語として発音できない文字、通常使用されない外国語の文字などで、こうした記号が以前広く使用され、認識されていた場合を除く。</p> <p>(2) 多くの人々に広く、決まったように使用され、しかも知られてきたどのような言語での商品の記号、伝統的なシンボル、一般的な形態(figures)や名称。</p> <p>(3) 時間、場所、製造工程、タイプ、量、品質、性質、構成物、目的または価値を表現する記号であって、商品やサービスの製品、サービスまたは原産地について表示しているもの。</p> <p>(4) 商品やサービスの原産地、性質、目的、品質または価値について消費者を誤認、欺瞞または偽網するような記号</p> <p>(5) ベトナム、外国また国際組織の支配、品質、保証などについての公印(official stamps)に相似または類似している記号</p> <p>(6) 記号、名称(写真、名前、偽名、ペンネームを含む)、形状(shapes)またはシンボルで、ベトナムまたは外国の国旗、国の紋章、国の指導者や英雄、地理的表示又は団体のイメージと混同させる程度に相似または類似のもの(関係当局又は人(persons)によって許可されている場合を除く)。 (知財法第73条)</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (知財法第75条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (知財法第114条(a)、(b))
	⑲審査請求制度の有無	無。

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)																													
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。 (1) 早期審査は下記根拠に基づき出願人の要請がある場合に行われる。 (a) その標章が外国においてまたはマドリッド協定によって出願の必要がある。 (b) その標章が特別の場合に緊急に使用する必要がある。 (2) 早期審査の請求はNOIPに対して行うことができるが、早期審査のために定められた手数料を支払うことを条件とする。審査請求時点におけるNOIPの特定の事務処理能力と置かれた状況次第で、このような請求は受諾されることもあるが、拒否されることもあり得る。																													
㉑出願公開制度の有無	有。補償金請求権を伴う出願公開制度ではないが、出願は登録後、2月以内に公告(公開)される。 (知財法第110条(3))																													
㉒異議申立制度の有無	有。何人も、出願公開日から権利付与の決定までの期間内に「意見書」を提出することができる。 (知財法第112条、ガイドライン6)																													
㉓無効審判制度の有無	有。何人も、商標の無効を請求することができる。請求できる期間は、当該商標が、出願人の不正行為により付与された場合を除き、付与日から5年以内である。 (知財法第96条)																													
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。5年以上継続しての不使用は、不使用取消の対象となる。 (知財法第95条)																													
㉕商標分類	国際分類(ニース分類、10版)を採用している。(ニース協定には未加盟)																													
㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)																													
㉗譲渡要件	無。営業とは無関係に商標権のみの譲渡が行える。																													
㉘費用 単位 VND (ベトナム・ドン)	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">[出願から登録までに掛かる費用]</td> </tr> <tr> <td>出願料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>紙出願(紙形式の手続)</td> <td>180 VND</td> </tr> <tr> <td>紙出願(電子データを伴う手続)</td> <td>150 VND</td> </tr> <tr> <td>オンライン出願</td> <td>100 VND</td> </tr> <tr> <td>付加料金</td> <td>30 VND(6超の商品/サービスの各項目につき)</td> </tr> <tr> <td>優先権主張料</td> <td>600 VND(各主張につき)</td> </tr> <tr> <td>審査料</td> <td>420 VND(商品/サービスの6項目まで)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60 VND(6超の商品/サービスの各項目につき)</td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td>120 VND</td> </tr> <tr> <td>公告料</td> <td>120 VND</td> </tr> <tr> <td>早期審査請求料</td> <td>300 VND</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[商標権の維持に掛かる費用]</td> </tr> <tr> <td>存続期間更新料</td> <td>540 VND(商品/サービスの各項目につき)</td> </tr> </table>		[出願から登録までに掛かる費用]		出願料		紙出願(紙形式の手続)	180 VND	紙出願(電子データを伴う手続)	150 VND	オンライン出願	100 VND	付加料金	30 VND(6超の商品/サービスの各項目につき)	優先権主張料	600 VND(各主張につき)	審査料	420 VND(商品/サービスの6項目まで)		60 VND(6超の商品/サービスの各項目につき)	登録料	120 VND	公告料	120 VND	早期審査請求料	300 VND	[商標権の維持に掛かる費用]		存続期間更新料	540 VND(商品/サービスの各項目につき)
[出願から登録までに掛かる費用]																														
出願料																														
紙出願(紙形式の手続)	180 VND																													
紙出願(電子データを伴う手続)	150 VND																													
オンライン出願	100 VND																													
付加料金	30 VND(6超の商品/サービスの各項目につき)																													
優先権主張料	600 VND(各主張につき)																													
審査料	420 VND(商品/サービスの6項目まで)																													
	60 VND(6超の商品/サービスの各項目につき)																													
登録料	120 VND																													
公告料	120 VND																													
早期審査請求料	300 VND																													
[商標権の維持に掛かる費用]																														
存続期間更新料	540 VND(商品/サービスの各項目につき)																													
㉙料金減免措置の有無	無。																													